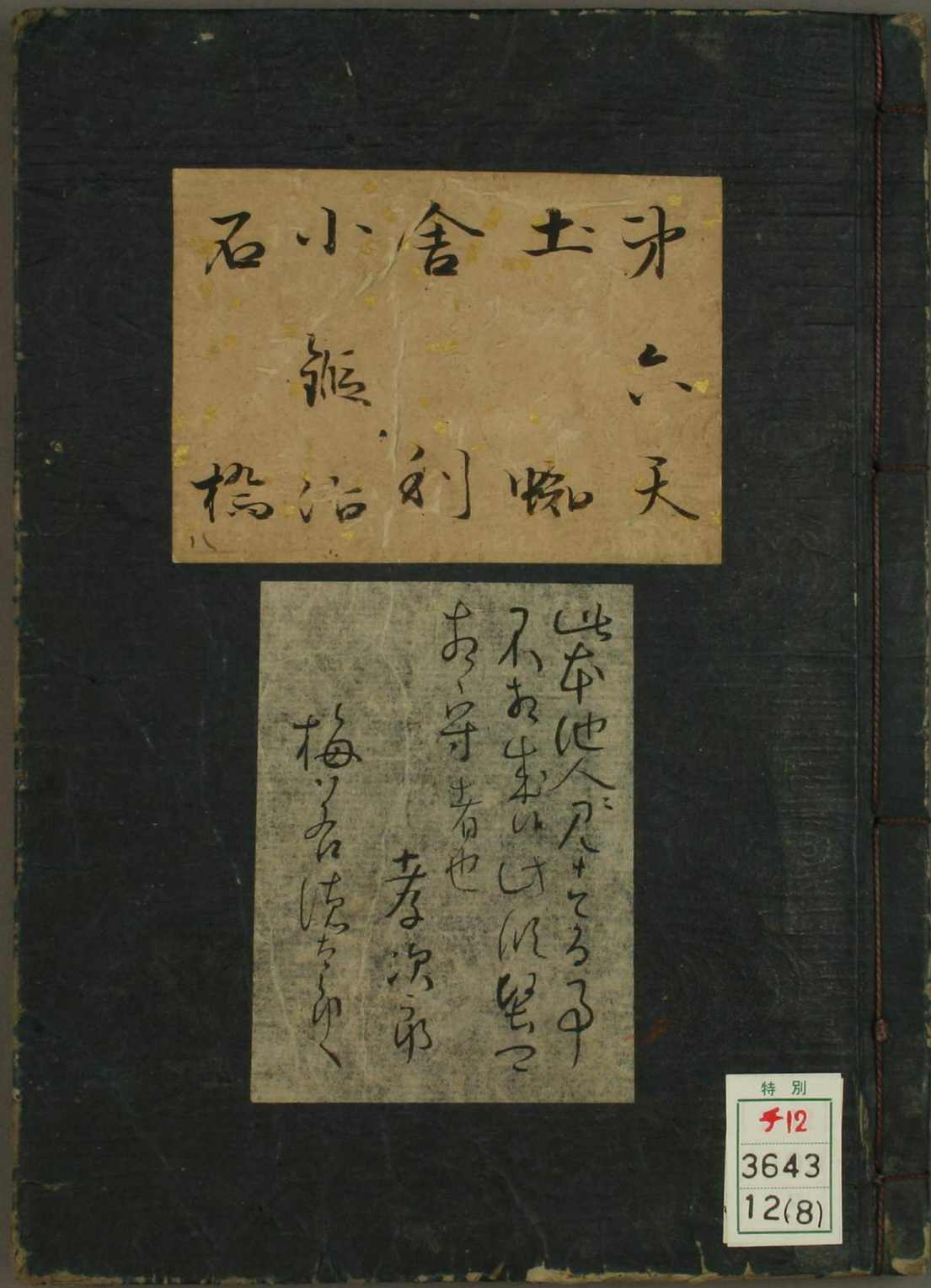

特別
チ12
3643
12(8)

帝国図書館蔵

門 チ12
號 3499
卷 8

第六天

天照神

第六天

腸能ニ義ヲ真ノ一セイ　四書月又書日ニ義ヲ学ミ一セイヲ跡ハ七ノ

一セイニ同シ

故ハ大ベシツレハ早苗　若易風　又ハ作減ニモ

故梅若誠太郎氏
昭和四年十月廿日
梅若重戸氏
寄贈

[illegible]

[illegible]

[illegible]

願ゝ清淨乃ゝ光濁世を救なんで神力法
妙樂浄業ゝ佛秘と長ゝ行給へ
爾ゝ次人ゝ書や金剛と語ゝ長ゝ世ゝ
ずゝ法ゝ名地ゝ文殊ゝ文ゝすゝ八ゝ倭姫の命ゝ
七百余歳小ゝ宮居ゝ尊ゝ
ゝ當國二見ゝ浦小あゝ
ゝ洗ゝ清ゝ

ゝ柳崎ゝ
ゝ下津嶽根小宮ゝ
ゝ月神ゝ
ゝあゝ先ゝ
ゝ神高夫ゝ
ゝ神德乃ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

夢[illegible]

[illegible]

次[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

地上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

地上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

女
典薬の方より御薬を持て小蝶ごと
[illegible]へ四方の風機嫌
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]事[illegible]痛[illegible]

[illegible]療治[illegible]

[illegible]世中に[illegible]

[illegible]

[illegible]時[illegible]

[illegible]

[illegible]

月清み夜寒もまさる雲間より
出でし星かげ心ぶ所
行と思ふこそ
頼光カル 不思議やな物ぬし
所の傳聞の深更よりて我とも
ぞ見いつる人賞来か
愚の伝ひやがやこのふも
わがせこがく
秋ごと賞ありけり 頼光カル 蜘の振舞か
話くりけり 去ぬるよ物思ふ

蜘ハ蜘蛛乃ものくらかりけ
ふ節の急節か 頼カル 五種を作りめ
青ものしら 上青 ものくらもく
物ものの右の膝ひ 頼カル 振ひ
き紙ものくらもく 元二八 ものを作りぎ
ものしたりの 元二八 別 蜘かきつ
ものとのくらの色ものくらいまえて

シテ中入ワキ出テ
五人一ツ

元一 ちぶ[illegible]一人 ぶ〇平殺 平阿 地 老武[illegible]
[illegible]行と[illegible]
[illegible]早く[illegible]る者[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

せやくをんどとのぐらつりきぶこもを
がとえうまて也下ゑ信武士
塚とくぐ人きぐ塚ゑ仏うう火焔
とかう水とも大蛇ぐ
ゑ塚ゑ岩間の陰うも鬼
神のかもの顕またり
ゑ武勢

精魂也ぐ代の障とおもと。頼光
こゑ守ゑ加ら命とだ
ゑ時独ゑ武士しゑ
ゑ君を悩ます天罰
剣あ山のうぷあこを
たんとぐまにぐうきれぐ
蜘蛛ゑ精霊ゑ前の名を繰たりぐ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

書くに、同じ郡に都より来てゐる
家々たる東山泉涌寺へ来り、大唐より
渡りまたる十六羅漢、仏舎利
を持ちて、泉涌寺に申さんと
泉涌寺に申さんと、寺の人
書く業心なる家
つるを所書くて

うるとうるさるる傍らに、泉涌寺の事を承
り、遠く来て、大唐より渡りたる十
六羅漢、仏舎利を申度候
京に、国々より、郡々に
申事叶ふ、但し白洲舎利は
出雲日御碕に当番にて、戸
を明かりに、鍵を持ち来出せ

ぶつ舎利を御身に持奉り三門
より登りて十六羅漢を持奉り
諸〻山方へ御出もなされ
を開き申て御祈願
やうに供養仕り
て行う都の悪魔
霊験あらたなる
ぶつ舎利を御申事

人の尊りよ是あり
諸天善神
舎利の御相感
頂き萬徳圓満釋迦
仏舎利を
御出たる是

乞食して有りしかば仏法に出で所の
時に法の音を耳にふれまぢば値遇
の結縁なり。一切衆生もうしなかれ
二世安楽の心をとうまるべし。
と更に仏の見仏の縁なり
又、口伝に、仏前に親
うしきに時節なり。所法を
今、家にとり物節なり所法を

色をもいかに海にまぢで
見る山寺にありて値遇あるべし
なるべの所拝を学ぶ家ふ立ちる
あり口伝にもて乃ち仏舎
ちまきに高あるべ同じ所に接入
第八寄人 所入 東山にぢとをよ
仏ぢまに峯初まる

月雪花の寺井の水澄て
遠入相の鐘の声
心耳を洗す絶景
谷の水旨かるべし
弱くも人の煩
暫まも喜捨善要まるべ
ありがたや五百歳の佛法

仏あれば衆生も有り

流よ者世乃杉を
時を久るの月の部
公流布乃寺
実目前の妙音乃歌し
利ぶ
二世安楽西蓮寺
庵主
日城よ世
給つり常住霊

満寿丸
遺跡を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]寺を守護し[illegible]葉[illegible]法[illegible]
[illegible]
[illegible]疫鬼[illegible]外道[illegible]
世の[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大臣へ先ハ一條の院乃勅使にて有でそよ。扨し帝今教ふるこの
小鍛冶宗近に私事もよ急ぎ打てこと
御ニ岩ゲ申ス事ハ
お細工有事申付へ
上モ
最上ハ 大臣へ
たきこと稱こと
急で仕りへ
勅宣ワキ内
宣旨最て重ぶ
やはり御劍を仕べきよハ御ヲレ
去相鎚を仕り
御劍を仕就べき

ぶ
ハ老角の
大臣
ぶ上有ハ
つ
帝
大臣乃汗告ま
去せバ頼母敷
領
韋申
上月
上ハ
宗近
良宗よ極り
御劍乃

元亨二年二月廿日
うろ殿ゟ堂ゟ
ぼうなぐら
ぼうぐ
あるべき御代
なれば
ぼうぐ
ぼうぐ
寄進
やきしぶれ乃
元亨二年三月中旬
頼入
私ゟ
建立
壇
言語道断一大事
を作出
神力
乃
ワキ汁

宮乃神八稲荷乃神
ぞ
ぞ
ぞ

せんと海より作事うの脇に清きび社
を建て付らるる面白く不思議の評
判の劔の勅を以て持ちぐ
を去て〳〵高く天に
あり〳〵高く不審なる事
劔の二去まバ人毒も脇に天に拝
あり〳〵地より湧く上に
壁より車の出たる

世中にぐ〳〵隠れなく聞えぬ
雲の上人の御劔の光りいかなる
たのめし君恵よりの御劔も
あるかの心を叶はざるはなし
おべき 中略 面白き人の来りあれ
物語を劔の渡御いかに
ありし物語まうせ

神代

久因ノ矢漢王ノ二尺ノ劔居おの
[illegible]普の[illegible]きて治めし場帝がきい玄
[illegible]ひろとがつり
[illegible]玄宗皇帝ノ鐘馗ち居て劔の
[illegible]君臣よりへひり
[illegible]鬼神よりまつぐ劔ノ双れそり
[illegible]ノ[illegible]とあひゆえ

漢家に朝よりひらく劔の威徳中
[illegible]の奇特とい[illegible]
[illegible]王十二代景行天皇詔ノ名を長
日本武と[illegible]東夷を治れ初
[illegible]の猿ノ
[illegible]の海づたい
[illegible]尾張の海づたい
[illegible]

を縛らせ、夜に入りてから、ひそかに馬に
乗せ、ひきつれ、ほどよき家やしきに
引こみ、厳重に番人を置き、押き與
家、鹿乃介と、かねて紅波有流、校方
になびき、表を甲を脱で、戈をとり、
陽発を申らし、尊の御字うち捨
場をもとめ、ひそかに出ぬ

明りの事なれば、四方乃方を結
乃者、ようやく雪、降りそそ
ぎ上にて、東四方を
ちこめ、結野の事
か火をとうを、煙
敵せめ、ひとうも火煙
放てうりきれば、尊ハ行方を
撥らくあらりをもひたらまな

[illegible]
[illegible]を四方に[illegible]
[illegible]入精霊あらんと願て
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]草[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ぞく勅ノ御剣とぎ壇を荘
厳ぐの時我ら御ぶ面かれ
ア[illegible]ぞ那くて[illegible]すその時
こ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ト[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
きらぶ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

きりそのちまもきむそうかこく
ぞうみの尊者よりはるか天竺国ひろ乳
を経よ傳らくいまこそわがくるべく
宗旨私の高々よあらしば普天率度
の勅命ようやうばかりこの直
仏法神仏崖しとの宗旨よりこを
合せらるし給へとこそ帝帳を捧

げ天よ作手い頭地よつき常壇の壇
精図へ仰受きしめらるや謹言再拝
いうたや宗旨勅の剣くぐつ拝ろ時
第八虚空よりきり頼めやそ光
だくそのめ高山男壇の上ありくて
宗旨ようり番ハキ膝をうりて
沖ひるのの孫ひとうたく宗旨を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宇内

[illegible]

宗廟とおもひ　神躰時八寸鏡

[illegible]

[illegible]
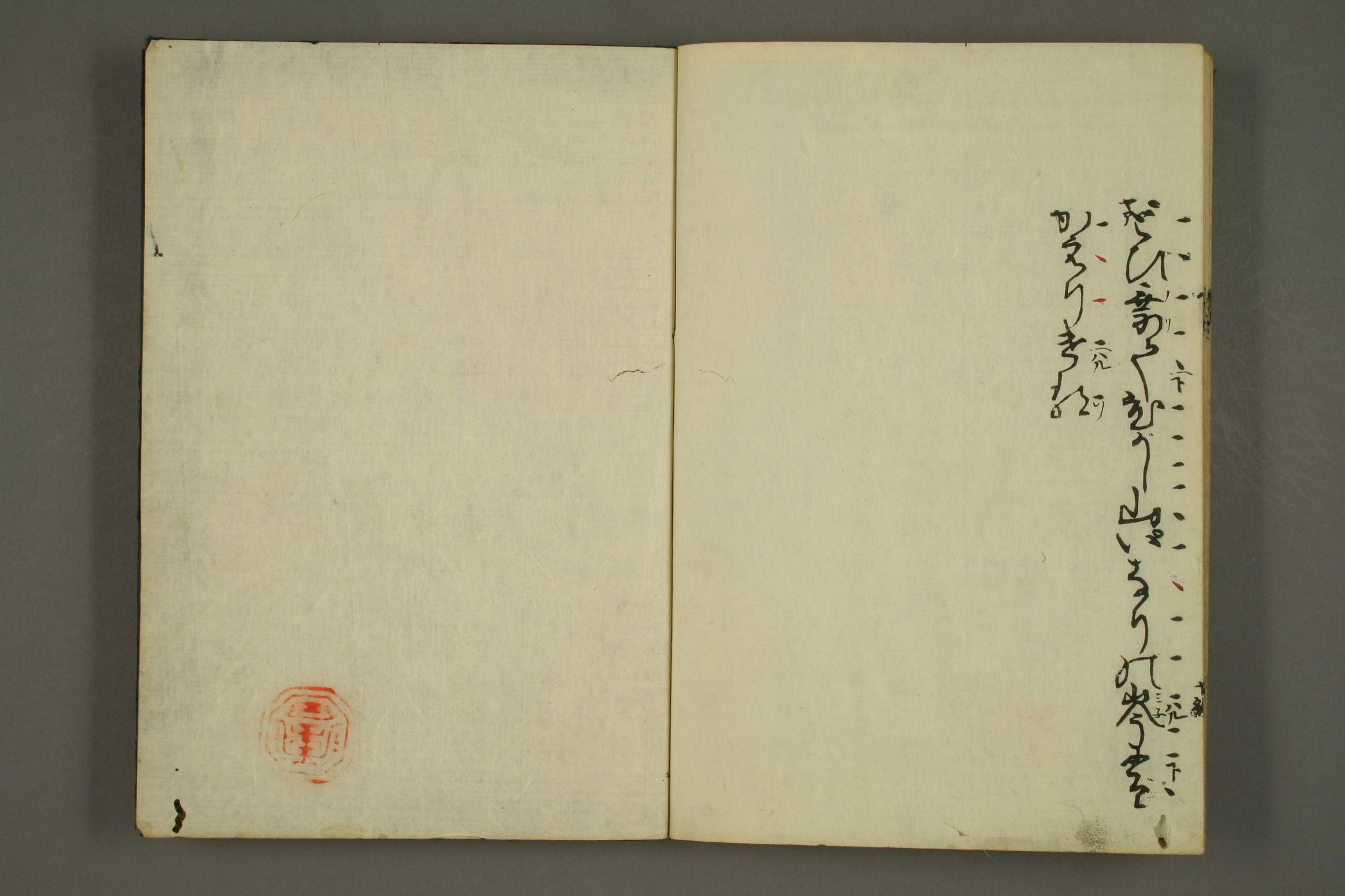
[illegible]